

被害認定制度に関する問題点・課題

首都直下地震等の大規模災害に備え、どんな体制を整備すべきか。

- ・ 平時からの被害認定調査の調査員の育成（cf. 兵庫県「家屋被害認定士制度」）
- ・ 近隣市、都道府県等との相互応援体制の構築
- ・ 民間の技術者等の活用
- ・ 地震保険の損害査定調査等との連携
- ・ 迅速なり災証明書発行台帳の作成
- ・ 被害認定の判定方法を簡素化

被害認定調査結果を被災者に関する情報とあわせて、様々な被災者支援措置に活用するための方策

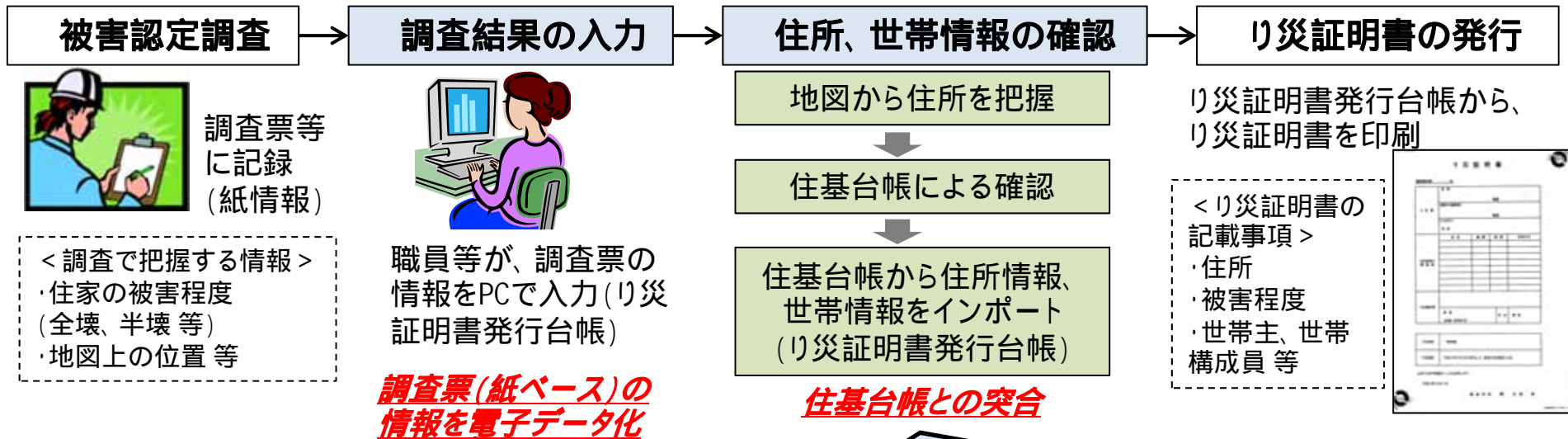
被害認定の標準的な調査・判定方法とされている「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の位置づけを明確化すべきではないか。

火山災害、土石流災害等の災害についても標準的な調査・判定方法を定めるべきではないか。

現時点では、内閣府において、地震、水害、風害の3種類の災害について、標準的な調査・判定方法を定めている。

「被災者台帳による生活再建支援システム」 によるり災証明書発行業務の効率化

【被害認定調査からり災証明書発行までの流れ】



効率化1: スキャナの活用

調査票 (地図を含む。) をスキャナで読み込み、OCRソフトにより被害程度、被災住家の地図上の位置を読み取り、電子データ化する。



効率化2: 地理空間情報の活用

専用のアプリケーションにより、住基台帳の住所情報を被災住家の地図上の位置とマッチングさせる。

